

# ○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務決裁規程

〔平成25年4月24日〕  
〔協議会規程第3号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行。以下「規約」という。）第25条の規定に基づき、会長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会長及び専決する権限を有する者（以下「決裁権者」という。）並びに代決する権限を有する者が、会長の権限に属する事務の処理について最終的に意思決定をすることをいう。
- (2) 専決 この規程の定めるところにより、会長の権限に属する事務の処理について常時会長に代わって意思決定をすることをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在のとき、この規程の定めるところにより当該決裁権者に代わって意思決定をすることをいう。
- (4) 不在 決裁権者が旅行又は休暇等の理由により、自ら決裁できない状態にあることをいう。
- (5) センター長 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程（平成27年協議会規程第1号。以下「組織規程」という。）第3条第1項に規定するセンター長をいう。
- (6) 副センター長 組織規程第3条第1項に規定する副センター長をいう。

(専決事項)

第3条 会長の権限に属する事務のうち財務関係に関するもの以外のものに係る副会長以下の専決事項は、別表のとおりとする。

2 会長の権限に属する事務のうち財務関係に関するものに係る副会長以下の専決事項は、水戸市事務決裁規程（昭和52年水戸市規程第4号）別表第2の規定の例による。この場合において、同表中「副市長」とあるのは「会長が指名する副会長」と、「部長」及び「財務部長」とあるのは「センター長」と、「課長」及び「契約課長」とあるのは「会長があらかじめ指名する副センター長」とする。

(類推による専決)

第4条 前条の規定により専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると認められるものは、各専決事項に準じて専決することができる。

(専決に係る報告)

第5条 専決する者は、専決した事項について必要があると認めるときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

(代決)

第6条 代決は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長がその事務を代決する。
- (2) 副会長が不在のときは、センター長がその事務を代決する。

(3) センター長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副センター長がその事務を代決する。

(専決及び代決の制限)

第7条 この規程に定める専決事項であっても、特に命ぜられた事項、重要又は異例と認められる事項、新規な事項及びこの規程の解釈上疑義のあるものについては、専決することができない。

2 この規程により代決する場合においても、重要若しくは異例に属する事項又は新たな計画に関する事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示されたもので、特に急を要するものは代決することができる。

(後閲)

第8条 第6条の規定により代決したものについては、速やかにその後閲を受けることを原則とする。

ただし、事前に決裁権者の指示若しくは承認を受けた事項又は軽易な事項については、この限りでない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会長の権限に属する事務の決裁について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月22日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事項	専決者	
	センター長	副センター長
告示、公告、公表及び公示送達	軽易なもの	軽易で定例的なもの
情報公開制度に関する事務処理	軽易なもの	軽易で定例的なもの
個人情報保護制度に関する事務処理	軽易なもの	軽易で定例的なもの
調査、報告、進達、副申、通知、申請、届出、依頼、照会、回答、意見具申等の処理	軽易なもの	軽易で定例的なもの
年次休暇の時季変更	副センター長、事務局員及び通信指令局員	
市内旅行命令、市外旅行命令等	副センター長	事務局員及び通信指令局員
時間外勤務命令、休日勤務命令、特殊勤務命令及び夜間勤務命令	○	
サービスに関する諸願、届出及び申請書の処理	副センター長、事務局員及び通信指令局員	
法令又は他の規程等の改廃に伴い必要となる引用条項又は字句の変更に係る規程の改正	○	